

悪臭防止法に基づく規制地域の変更(案)の概要

1 趣旨

県では、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、県内町村の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）を指定しています。

この度、金山町の区域内の規制地域について、地域の状況に合わせて変更することとし、関係する告示を改正する予定です。

2 変更の概要

金山町の区域内の規制地域について、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域のうち、「第一種低層住居専用地域」をA区域に、「準工業地域」をB区域に加えます。

3 改正する告示

平成16年3月県告示第383号（悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）

4 規制の概要

規制地域内に事業場を設置している者は、規制基準の遵守や事故時の措置の義務があります。また、規制地域を管轄する市町村から、必要に応じて立入検査や悪臭原因物質の排出等に係る改善勧告や改善命令を受ける場合があります。

なお、命令違反等には罰則が定められています。

5 施行予定時期

平成 31 年 1 ～ 2 月